

第5回 宗像市上下水道事業運営審議会 ＜会議録＞

◆ 日時・場所

○日時：平成19年12月3日(水)13:30～15:30

○場所：宗像市役所 201会議室

◆ 出席者

○宗像市上下水道事業運営審議会委員

委員出欠表 (■出席 △欠席)		
■福本義雄委員	■花田純一委員	■櫻木榮紀委員
■石田京子委員	■丸山禎之委員	■大森正史委員
■花田一子委員	△吉村廣子委員	■永島美重委員

○事務局：上下水道部長、営業課長、施設課長、水管理課長、管理係長、料金係長、給排水係長、水道事業係長、水づくり係長、ほか上下水道部職員4名

◆ 次第

1 会長あいさつ

2 確認事項

(1) 宗像市上下水道事業運営審議会(第4回)会議録の確認

3 審議事項

(1) 大島簡易水道事業に係る事前評価について

(2) 宗像市水道ビジョンについて

4 その他

◆ 資料

1 宗像市上下水道事業運営審議会(第5回)式次第

2 第5回上下水道事業運営審議会資料

- ・大島簡易水道施設整備事業に係る事前評価について
- ・大島簡易水道等施設整備事業事前評価資料
- ・宗像市水道ビジョン目次(案)
- ・地域水道ビジョン策定にあたって(Ⅱ)
- ・水道ビジョンの基本理念と基本方針について
- ・水道ビジョンの実現施策(案)について

3 宗像市上下水道事業運営審議会(第4回)会議録

◆ 議事内容

1 会長あいさつ

会 長 : 吉村委員が欠席のようですが、事前に連絡をいただいている。他の委員は全員出席でありますので、只今から第5回目の上下水道事業運営審議会の会議を開催する。

2 確認事項

会 長 : 前回(第4回)審議会の会議録の確認を行いたい。事前に事務局から各委員に配布されていると思うが、自己の発言の趣旨や内容が異なる点など訂正がありますか。

特に意見がなければ、この会議録を了承するものとしたい。

全 員 : (了承)

事務局 : 事務局より1箇所訂正をお願いしたい。7頁の2行目から3行目にかけての「本幹」を、「本管」に訂正をお願いしたい。

会 長 : 確かに誤字である。では、以上で会議録の確認についてはよろしいか。

全 員 : (了承)

3 審議事項

会 長 : 本日の審議事項に入るが、膨大な資料があるので、最初に資料の説明と訂正等を事務局からお願いしたい。

事務局 : 資料の確認をお願いしたい。レジュメおよび第4回会議録のほか、資料として7点渡している。

1点目が、簡易水道施設整備事業に係る事前評価について。2点目が、大島簡易水道等施設整備事業事前評価資料。3点目が、大島簡易水道等施設整備事業事前評価(図)資料。4点目が、宗像市水道ビジョン目次(案)。5点目が、地域水道ビジョン策定にあたって(Ⅱ)。6点目が、水道ビジョンの基本理念と基本方針について。7点目が、水道ビジョンの実現施策(案)。以上7点あるので、確認をお願いしたい。

会 長 : 資料については、よろしいか。

委員 : (了承)
事務局 : 資料が多く分かりにくいいため、資料の訂正については説明の中で適宜、訂正を行いたい。
会長 : では、審議事項に入る。本日は、市長から諮問があるということである。
事務局 : 新しい案件であるが、大島簡易水道事業に係る事前評価ということで、市長から諮問書を読み上げ、会長に手渡したい。各委員には、諮問書の写しをお渡ししたい。

(市長から会長へ諮問書交付)

市長 : 新しく審議をお願いしたい案件は、大島簡易水道事業に係る事前評価についてである。平成19年1月以降、国庫補助事業の採択を受けるためには、事業の効果的な執行と実施過程の透明性の向上を図ることが求められ、事前に事業評価することが必要となったことによる諮問である。本市が平成20年度から平成21年度にかけて計画している大島簡易水道配水管布設替え事業が補助対象となるものである。どうか慎重にご審議いただき、答申をお願いしたい。先般10月より審議いただいている宗像市水道ビジョンについてもあわせてよろしくをお願いしたい。

会長 : 市長から国の制度に基づいて、事前評価について審議いただきたいとの諮問を受けた。市長におかれては、議会中ということ、ここで退席される。

市長 : よろしくをお願いしたい。

(市長退席)

会長 : それでは、大島簡易水道事業に係る事前評価についての、事務局からの説明をお願いしたい。

事務局 : 厚生労働省作成の水道施設整備事業の評価実施要領によって、国庫補助事業の採択を受ける際には、事前に事業評価を行うこととなる。合併前の旧宗像市区域の水道事業については、現在受けている事業認可の中で、区域内全体を一連の事業として取扱い、継続して行っている状況であり、5年ごとに事業の再評価を実施している。次回評価の時期を平成21年度に予定している。

これに対して、大島の簡易水道と旧玄海区域の水道事業については、このような整備事業に関しては、継続的な認可を受けていないので、国の補助を受けて事業を実施する場合、箇所ごとあるいは路線ごとに事前評価を実施していくことになっている。今回の事前評価でご審議いただく事業は、先ほど市長が述べましたように、平成 20 年度と平成 21 年度の 2 ヶ年に分けての実施を予定している。事業の採択にあたっては、市の事前評価を来年 1 月中に提出する必要がある。したがって、いまして勝手なお願いになりますが、次回審議会には答申をいただきたく、ご審議のほどをお願いしたい。

それでは、まず最初に事業内容の概略について説明させていただきたい。

大島の簡易水道事業については、昭和 44 年に最初の認可を受けており、昭和 46 年から給水を開始している。現在は、二つの小河川の表流水と 2 箇所の地下水源から取水して、大島のほぼ中央にある浄水場を経て、各使用者へ水を配水している。また、簡易水道事業とは異なるが、島の北側に、岩瀬と津和瀬という地区があり、そこに関しても、地下水源から水をくみ上げ配水している状況である。

今回、ご審議いただく事業は、配水管の布設替え事業である。事業箇所については、配布資料の図の中で、赤色と黄色で示しているところであり、赤色が平成 20 年度、黄色が 21 年度で事業を予定している。これは、路線に布設されている配水管についても、昭和 46 年頃に埋設されており、一般家庭でもみられる鼠色のプラスチックのような硬質塩ビ管が使用されており、かなり老朽化が進んでいる。中でも、赤色を塗った部分の海岸線沿いの路線については、今現在、県道を兼ねており、道路改良の中で、今現在も配水管、水道管が側溝の下に縦断的に埋設されているような状況であり、管理も十分にできないという状況である。

そういう事情があって、安定的に水道水を供給するために、配水管の布設替えを今回実施するものである。それでは、事前評価についてパワーポイントを用いて

事務局 説明をさせていただきたい。
： それでは、大島簡易水道施設整備事業の事前評価について、説明させていただきます。

まず、事前評価の対象事業だが、平成 16 年の厚生労働省からの通知により水道施設整備に係る国庫補助事業は、全て事前評価の対象となっている。今回、大島簡易水道事業については、簡易水道等施設整備補助金の交付を受けて実施する生活基盤近代化事業（基幹改良）として計画している。

大島簡易水道事業の事業計画の概要についてであるが、区域については大島簡易水道給水区域である。また、計画給水人口等については、実質的にみて捕捉をしている。

大島は、離島の簡易水道であり、表流水が 2 箇所、深井戸が 1 箇所を水源として浄水場を経て大島の南東の地域へ水を給水している。また、岩瀬地区水道給水施設、津和瀬地区給水施設、こちらにも独自の水源から各使用者へ水道水を供給している。なお、予備水源として深井戸を 1 箇所確保している。

現在、受けている認可の計画給水人口及び計画給水量について、給水人口 823 人に対し、計画給水人口は、1,100 人である。1 日最大給水量の実績値が 407 m³/日で、計画値が 440 m³/日。1 日平均給水量の実績値が 262 m³/日で、309 m³/日が計画値である。供給方法だが、2 つ配水池があり、自然流下方式で給水を行っている。今回計画している施設整備における変更はない。

今回の施設整備計画だが、原水を浄水場へ送る導水管 H I V P の 75 mm が 320 m。H I V P というのは耐衝撃性塩化ビニル管である。今、既設で入っている鼠色の管が V P で、硬質塩化ビニル管である。今回、布設替えして入れるのが、耐衝撃性、衝撃に強い塩化ビニル管としている。また、直径が 50 mm ～ 150 mm の H I V P の配水管 2,560 m の布設替えを行う。

計画給水人口についてだが、大島は緩やかな減少傾向を示している。ここで訂正をお願いしたい。「本地区は、周囲 13.5 km の福岡県内最大の島である。玄海町神

湊より」となっているが、「玄海町」を消して、「神湊より」と訂正をお願いしたい。

1日最大給水量であるが、これも既認可値の440 m³/日ということで示しており、給水人口などは過去5年間の実績を示している。

大島の人口は減少傾向にあるが、夏場に海水浴などの観光客が多く、1日最大給水量440 m³/日を超して給水することが多々ある。最大給水量は、13年度が446 m³/日、今まで最高で484 m³/日を記録している。

水源の水質変化などについてである。現在までに水質の変化はないが、水源として表流水を利用しているため、不定期的な汚濁度の上昇によって、ろ過池の維持管理に苦慮している。

大島浄水場大島簡易水道のフロー図である。まず、第1水源、第2水源は表流水である。赤色枠の中が浄水場であるが、緩速ろ過池を通して第1配水池から配水をしている。もう1箇所、第3水源の深井戸がある。これは、急速ろ過機でマンガンと鉄を除いて、第2配水池に入り、配水している。

今回の計画については、老朽管の布設替えとして、生活基盤近代化事業の採択を国に要望している。

次に、事業評価の投資効果分析について説明する。事業投資効果の分析については、日本水道協会発行の水道事業費用対効果分析マニュアルに基づき、算定している。費用としては、既設の管種VP50 mmから150 mmを2.88 km布設替えした場合の費用を8,961万6千円としている。維持管理費については、布設替え後も増減額がないため、費用には挙げていない。

布設替え事業による便益についてだが、漏水の損失額の低減額など、4項目を挙げている。各項目の算定式については、マニュアルに基づき算定している。漏水損失額の低減額は、年間233万3千円としている。これは、大島簡易水道は、水の母体が440 m³/日と小さいために、一番水の供給実績が大きい17年度の実績値を使っている。

費用対効果の算定結果表である。老朽管更新事業費、

耐用年数が 25 年、費用額が 8,961 万 6 千円である。換算係数については、マニュアルに基づき塩化ビニル管に関しては、1.38 をかけることとなっているので、総費用としては、1 億 2,367 万円ということになる。便益については、断水被害額の低減額、復旧工事費の低減額、漏水損失額の低減額、維持管理費の低減額の 4 項目を挙げている。各個々の換算係数については、マニュアルの数値に基づいており、換算した費用を便益で除した結果、事業効果が 1.13 ということで、この事業が妥当だと判断されるという結果になっている。以上で簡単ではありますが、事業評価の説明を終わる。

(プロジェクターの投影終了)

会 長 : 只今、事務局から簡易水道事業計画の事前評価説明があったが、分かりにくい点もあったのではないかと思う。何か質問はないか。

今回の事業費は、1 億 2,367 万円かかるということか。

事務局 : はい。

会 長 : 費用がかかるが、これを放置すると、パイプが破損して被害が出てしまう可能性がある。それらを手当するための費用が 1 億 3,958 万 7 千円ほどかかり、放置するよりも老朽管更新を行ったほうが 1.13 倍効率的であるという考えてよいのか。

事務局 : はい。

会 長 : それで、要するに、結論である。

評価制度とは、従来の公共事業は役所が勝手に決めて行うものであった。一度始めたら、どうにも止まらない、暴走し始めるという批判が非常に多かったことから、国が補助事業として支援するためには、その事業が住民サイドから見て、受け入れられる状態にあるのかどうか、また充分リーズナブルな理由があるのかどうか、もしくは情勢が変わっていて見直す必要がないか、ということをお聞きするものである。

大島簡易水道は、昭和何年の布設か。

事務局 : 昭和 44 年である。

会 長 : 昭和 44 年。もう 38 年も経っているのか。当時のパイプが 38 年もよくもっている。新しく布設するものの

耐用年数は何年か。

事務局 : 今回のものは、耐用年数が 25 年である。

会長 : 25 年。布設して 40 年近く経ったパイプを放置していいわけではない。しかし、それでもなおかつ（簡易水道事業を）行うためには、修繕を繰り返しながら（既存施設を）使った方がいいのか、あるいは足りない水はペットボトルで購入した方がいいのか、などを比較する中で、やはり布設替えをしなければならないだろうというのが、今回の事務局の意見である。

これについて、私どもが市民の中のひとつの意見として、そうであろうということ認めるかどうかという話である。事務局、そのように受け止めてよいか。

事務局 : はい。

会長 : では、そういう立場から、今の説明があったと受け止めていただきたい。それを理解するうえで、皆様方で何かご質問になりたい、あるいはご理解いかないというところがあったら質問していただきたい。

委員 : 給水人口が 823 人で、突き詰めたら 1,100 人である。そして、最大給水量は、17 年度で $407 \text{ m}^3 / \text{日}$ 、目標値が $440 \text{ m}^3 / \text{日}$ が妥当か否かということであろう。

大島の現状を考えた場合、市が推し進める世界遺産登録の問題がある。世界遺産登録が本当にできるのであれば、その基地はやはり大島になると思う。この計画の中でそういう見込みや可能性のアロウアンス（許容範囲）を提示するのか。その辺を見込んでの 1,100 人や $440 \text{ m}^3 / \text{日}$ か。アロウアンス（許容範囲）をみてもう少し拡大すべきと思うが、どうか。

事務局 : 数値については、平成 9 年に見直しを行った数値である。世界遺産登録が観光資源に今なりつつあるところであるが、これについては、今後さらに検討して、数値について検証していきたいと考えている。

会長 : 1 日最大給水量で $407 \text{ m}^3 / \text{日}$ とある。823 人に対して $407 \text{ m}^3 / \text{日}$ である。1,100 人に対して出る数字はいくらか。

事務局 : $407 \text{ m}^3 / \text{日}$ 割る 823 人が約 0.49 である。1,100 人に 0.49 を掛けると $539 \text{ m}^3 / \text{日}$ となる。

会 長 : 539 m³ / 日。つまり、単純に言うと、1,100 人の人口であれば、それぐらい必要となる。平成 15 年の 1 日最大給水量 484 m³ / 日が最高最大である。つまり、夏休みなどで、海水浴客や季節的な観光客が移入したときの最大のものだから、理論値が 440 m³ / 日であっても、484 m³ / 日程度はまかなえた実績が示しているということである。

事務局 : はい。

会 長 : 440 m³ / 日の最大日量を定めておけば純然たるピークが 480 m³ / 日や 500 m³ / 日になっても、水道を運営してきた事務局サイドの経験から言って大丈夫である、という説明を事務局ができるかどうかであると思うが、そうではないのか。

事務局 : 大島簡易水道については、全般的に、平成 9 年の認可等で数値が動いている。今、水道ビジョンの策定を行っているが、原水の問題やいろいろな問題については、ビジョンの中で謳っていき、将来的には改築更新等で切り替えていきたいと考えている。そのときに将来計画人口などは、もう少しシビアな数値にしたいと考えている。

会 長 : 確かに、世界遺産登録という将来展望がある。しかし、現時点で、国庫補助事業を行うときに仮定の話で申請しても国としては認めないだろう。市が自費で全部の事業を行えるときならばよいと思う。何分の 1 の補助事業か。

事務局 : 2 分の 1 である。

会 長 : 2 分の 1 を国が費用負担をするのであれば、今ある人口で考えてなければならない。

委 員 : 整備計画を出すわけであるので、可能な範囲の数字はやはり検討すべきではないか。まず万が一はないと思うが、仮に追加工事となれば、おそらく当初の計画の数字よりもかなり費用がかかることがあると思う。そうであれば、ある程度余裕を持って、世界遺産登録という構想もあるが、それを除いても将来的には宗像は観光で成り立っていかなければならない都市であると思う。そうした場合に、玄海あるいは大島が中心に

なると思う。ある程度、そういうアロウアンス（許容範囲）を私は見ておくべきではないかという気がするので、質問した。

会 長 : 確かに余裕がある施設が望ましい。それは、事実だ
と思う。とはいっても一方では、本当に全部使い切ら
なければロスにつながるという指摘もある。その折り
合いをどうつけるかであるが大切である。ただ、現状
の水道計画そのものを変更するとなると、補助事業だ
けの問題ではすまない。水道計画をもう一度、認可変
更をしなければならなくなるだろう。それは、とても
そういう暇はない。だから、事務局としては、現在認
可されている水道計画はそのままにして、中身の更新
をしたい、という計画なのであろう。

事務局 : 今回は、管の布設替えが大きな目的である。新たに、
浄水場、原水を確保するダム的なものや長期的な原水
を確保するための深井戸などを、改築更新の中にみて
いくのであれば、基本的なことから審議をお願いする
こととなる。今回は、既設としてある管を取り替える
という事業であるので、現状の認可の中で行いたい。

会 長 : 大島でパイプをやり替えて、給水をしていく中で、
給水量を増やす場合に、パイプはまだ相当送れるのか。

事務局 : 布設替えの口径だと、まだ余裕はある。

会 長 : パイプだけはまだ十分に余裕があり、仮に $407 \text{ m}^3 /$
日の倍ぐらいまでは送れる。しかも、今は自然流下だ
が、これは圧送すればもっと送れる。そういうことも
考えられるので、今のパイプで充分可能であると、事
務局が自信をもって言えるかどうかである。いかがだ
ろうか。

事務局 : 市街地部分、県道部分の布設替えが大半である。バ
イパス的に出来ている新しい県道にも新規に水道管を
入れている。そうすると、水道管そのものがループに
なり、より給水しやすくなる。今のパイプのままでも、
充分給水可能である。

会 長 : ループになるのか。

事務局 : 将来的にはループにする計画である。

会 長 : ループにしておくのと、片一方に破損等が生じたとき

に逆方向からまわせるという利点も出てくる。量的なものだけでなく、全く意味、意義が違うと思う。

委員：ループとは、何か。

会長：管が輪になるということである。

事務局：今は、パイプが片一方に送れば送りっぱなしという一方通行である。輪ゴムのように円状になれば一方を止めても反対側から送れるようになる。周回できるような形である。

会長：福岡市が、かつての大湖水の断水時に水が出ないと言うことで困り、その後教訓を生かしてループ化した。だから、どこからでも逆方向でも水が送れるようになった。一方通行であったものが、両方通行やいろいろな別ルートができ、その後、非常に水道のメンテナンスがしやすくなっている。そういう意味で、ループ化という話であれば、また将来ゆとりが出る形になるかと思う。

会長：現在の水道計画を変更せずに、古いパイプのやり替えを行わないと、もたないという意味では認めていくべき事業と思いますが、いかがですか。

委員：断水被害額、復旧工事費、漏水損失額、維持管理費の基礎の数値はどんな形で作っているのか。

会長：日本水道協会がモデルケースで作っている、モデル数値を使用したのではないか。

事務局：大島の簡易水道に関しては、漏水の修理に関しても、大島村のときは今まで職員が行っていたので実績がない。全ての数値は、マニュアルに基づいて算定している。

会長：全国平均的な数値ではないということか。

事務局：はい。

委員：実質的な数字ではなく、基本的に平均的な数字ということか。

事務局：はい。数値の計算については、資料の中で計算式等を紹介している。

会長：大島の場合は、離島であり小さい土地であったので、何かあったら業者を呼ぶのではなく、直接職員が修理していたという話であろう。

委員 : 現状で布設している分の、大体は替えなければなら
ない時期に来ており、今回はそれを一度に行うという
ことか。

会長 : 耐用年数をとうに過ぎているだろう。38年である。
事務局 : VP管に関しても25年である。
会長 : 25年。管は、潜っている間は圧力がかかっているの
でもつ。地面の圧力でもっているが、地上に出ると破
損してしまう。

委員 : 地震のときは、何ともなかったのか。
事務局 : 地震のときは、7箇所の漏水事故があった。
会長 : 大島の将来的な水道等については、まだいろいろご
意見や考え方があろうが、この古くなったパイプ
について、国から2分の1の補助金をもらってやり替
えたいということについては、十分な理由があるとい
うことで私共の審議会としては、結構であるという評
価を下したいと思うが、よろしいか。

副会長 : 最後によろしいか。事業の投資効果分析の事業費計
算について、HIVPを使用しての布設替えの費用を
出すときはVPで置き換えているようであるが、更新
は、HIVPを使用したときの計算ではないのか。

事務局 : 事業費については、HIVPの計算をしている。
副会長 : 8,900万円の算出については、HIVP使用のようだ
が、いかがだろうか。

事務局 : 布設替えする前の管種と口径を表示している。
副会長 : 紛らわしい。更新の費用を算出するなら、更新管種
を書くべきではないか。それから、事業費の8,900万
円で離島ということでの費用的アップを考慮している
のか。

事務局 : 市内で工事するよりも少しアップしている。
副会長 : どのくらいか。
事務局 : 2割ぐらいである。
副会長 : 2割増か。
事務局 : はい。
会長 : 事業費について、25年で老朽管更新事業8,961万6
千円となっているが、VP管を2.88km使った費用なの
か。VPとHIVPとでは、どちらが高いのか。

事務局 : H I V P が若干高い。

会長 : 費用便益費算出結果表の 8,961 万 6 千円の数値が、もっと大きくなると、最後に係数を掛けた 1 億 2,367 万円も増えてくる。B / C の値が逆転しないのかということであろう。

副会長 : そうということである。

会長 : これを国に提出したときに、逆転するのではないかといわれかねない。そこのところは、いかがだろうか。

事務局 : V P は、H I V P に訂正します。

会長 : ただし、訂正といっても正しくなければならない。そういう心配されたのであろう。

副会長 : そうである。

会長 : 逆転して 0.98 などとなればいけない。しかし、やり替えなければならないというのは、事実であろうから、そこのところを確認してから行うようにしていただきたい。

事務局 : (了承)

委員 : 水源と供給方法について、第 1 水源と第 2 水源とをあわせて 240 m³ / 日、第 3 水源で 200 m³ / 日となっているが、それを合計して 440 m³ / 日と考えていいのか。

事務局 : はい。

委員 : 第 3 水源は、井戸であろう。

事務局 : はい。

委員 : 井戸が約 50% ある。伏流水もあわせて 440 m³ / 日である。井戸というのは、天候にかなり影響されるのではないか。その心配は要らないのか。第 1 水源と第 2 水源は小河川である。第 3 水源は井戸である。量的には、約 40% は第 3 水源に依存していると思われる。水源としての能力に影響はないのか。

事務局 : 先ほどの説明でも申し上げたように、浄水場の若干南側に予備水源がある。これについて、今年、揚水試験を行い、十分な水量が得られた。今後、水源として登録する予定としている。量的には十分な状況である。

委員 : 第 4 水源もあるということか。第 4 水源もたせば、さらに 200 m³ / 日アップする可能性があるということか。

事務局 : はい。

会長 : よろしいか。

委員 : はい。

会長 : それでは、この簡易水道事業事前評価全体として、次回にでも、市長に対して了承の答申を出したいと思うが、そういう方向で作業してよろしいか。

委員 : (了承)

会長 : では、そのようにさせていただく。事前評価については、以上とする。

会長 : 次に宗像市水道ビジョンである。
前回、パワーポイントで大変時間をかけてご覧いただいた訳であるが、中盤以降の重要な部分について、本日改めて資料等含めて説明があるということである。事務局、よろしく願いしたい。

事務局 : ここで準備のため、一時休憩をしていただきたい。

会長 : 15分休憩する。14時45分より再開する。
(休憩 14時30分)
(再開 14時45分)

会長 : それでは、よろしく願いしたい。

事務局 : ご審議していただく内容について、概略説明をさせていただきたい。
この機会を使って資料の訂正をした後、基本理念と基本方針について、再度、詳しく説明させていただきたい。
まず、資料の訂正をお願いしたい。
基本理念と基本方針について、「安心快適な水道」という項目の中、「大井ダムの富栄養化や有害化学物質などによる影響が顕在化しています。」とあるが、宗像においては有害化学物質の特異な例はないので、「大井ダムの富栄養化による影響が顕在化しています。」と訂正していただきたい。
宗像市水道ビジョンは、宗像市水道事業の基本計画であり、国が定めた水道ビジョンや宗像市総合計画その他の各種計画に沿って策定することとしている。今回は、まずは現状と課題について説明をさせていただいた。本日は、2回目の審議をお願いすることになる

が、市の検討会で作成した将来像すなわち基本理念と基本方針を中心に説明させていただきたい。

本日の説明の中で内容的に、前回説明した現状と課題について若干重複するところがあるので、今回の説明を終えたところで、質疑応答を経て、ご意見をいただきたいと思います。

(プロジェクターから投影開始)

事務局：まず、宗像市水道事業の将来像、すなわち基本理念について説明する。

水道事業の現状について、本市は昭和40年代から安定した水源の確保や、配水ブロックの構築などの整備を進めてきたが、老朽化施設の更新、施設や管の耐震化などについては遅れている状況にある。安定した水供給を行っていくためには、災害対応マニュアルなどのソフト事業、施設の耐震化などのハード事業の両面から、災害対策や充実した維持管理体制など、バランスよく事業を進めていく必要がある。

次に基本理念だが、本市では、「ゆとりと信頼ある水道を未来へ」を基本理念に掲げ、水道の安定供給を強化し、水道に対する市民の信頼を高めることを目的としている。この実現に向け、整備を進めてきた理念については、維持発展させるとともに、整備が遅れている分野については、今後、重点的に事業を進めていく。ここに掲げている基本理念と、次に出てくる基本方針に関する説明は、パワーポイントによっている説明資料で詳細に説明を行う。基本理念である「ゆとりと信頼ある水道を未来へ」のもと、宗像市水道事業の方向性を示す基本方針について説明する。

基本理念に向けた事業の方向性として、運営基盤の安定化、安心快適な水道、災害時対策の充実、環境配慮型水道の構築、の4つの基本方針を掲げている。

水道事業は、ご存知のとおり、人間が生活していく上で、不可欠なライフラインであり、水道事業者には、将来においても永続的に水を供給することが求められている。また、水道事業の運営においては、健全な施設、健全な運転管理、健全な財政が不可欠である。し

かし、近年は節水意識の向上や、水周り機器の性能の向上などにより、水需要が減少し、料金収入が低下する傾向にある。

昭和40年代に築造された老朽化した施設については、既に更新が始まっており、今後本格化していく。専門知識をもった職員の退職なども見込まれ、今後事業の継続のため、人的資源の確保を強化していかなければならない。これら様々な手法によって、財政的、技術的な基盤を強化し、安定した水供給を図っていく。

市民が水に求めるものは、量から質への高度化へと移る傾向にある。しかし、大井ダムの富栄養化、アオコなどによる影響が目立ってきている。また、本市が取水している釣川は、取水量は安定しているものの、水道水源の水質としては、決して良好とはいえない。これらの問題に対しては、大井浄水場で、高度処理施設を導入しており、安全な水供給を実現している。今後も適正な水質監視を行い、良好な水質の保持を図っていく。

これまで、集合住宅など、小規模貯水槽水道は、個人の財産であるために、特に対策していなかったが、しかし、この水道の信頼を高めていくために、現状を把握し、指導助言を行っていく体制づくりに努める。

災害時対策の充実についてだが、水道事業者は、災害時でも可能な限り、安全な水を安定的に供給しなければならない。本市は山に囲まれた地形でもあり、地滑りや土砂崩れなどが懸念される。九州地区でも地震が発生する可能性を考えて行かなければならない。さらに、昨今ではテロなどの危険も懸念されている。このように様々な事態を想定した災害や事故などの備えが必要である。災害時対策には、配水池や管路等の耐震化などといったハード整備、緊急時の行動マニュアルの作成などといったソフト整備がある。ハード、ソフトそれぞれ、優先順位などを考慮した災害時対策マニュアルを策定し、効果的な整備を進める。水道事業は水循環の一員であり、水の有効利用で成り立っている。今後の漏水防止や節水PRの強化など取り組みを

継続し、健全な水循環に寄与する水道を目指す。

配管の布設工事などは、エネルギー消費や廃棄物の発生が伴います。今後はこれまで以上に、建設副産物のリサイクル等、有効利用率の向上などに努め、環境配慮型水道の構築を目指す。

以上で、基本理念と基本方針の説明を終わりたい。

(プロジェクターの投影終了)

事務局：基本理念と基本方針については、厚生労働省が平成16年に策定した水道ビジョンの中で、「自らが高い目標を掲げて、常に進歩発展し、将来に渡って需用者の満足度が高くあり続け、需用者が喜んで、支える水道であること」と示している。本市では、昭和41年に大井ダムや釣川を水源とする水道事業を創設して以来、宗像事務組合の吉田多礼ダムや福岡地区水道企業団からの受水により安定した水源の確保にこれまで努めてきた。

また、離島は除いて、市内に配水池が6箇所あるが、それをブロック分けし、緊急時についてはブロックごとの相互に水が融通できる体制をとっており、遠方管理システムやマッピングシステムといった維持管理システムの整備も行ってきている。

しかしながら、これからは、施設の老朽化も顕著となっており、施設や管路における耐震化も遅々として進んでいないのが現状である。また、緊急時における他事業体との連携も充分とは言えない。これらのことから、いかなる場合も安心できる水質を、安定した水量で、安価に市民の皆様に届け、信頼を高めていくことを目標として「ゆとりと信頼ある水道を未来へ」という言葉を基本理念として掲げる。

次に、基本方針についてですが、前回の審議会の中で、本市においては、厚生労働省が水道ビジョンの中で示した5つの政策課題の中から、国際貢献は本市にあてはまらないだろうということで除外し、運営基盤の強化、安心快適な給水確保、災害時対策の充実、環境エネルギー対策の4本柱を掲げて取り組んでいこうと説明してきました。

これを、先ほど説明をした基本理念である「ゆとりと信頼ある水道を未来へ」。この理念のもとに、運営基盤の安定化と安心快適な水道、災害時対策の充実と環境配慮型水道の構築の4つを基本方針としている。

基本方針の内容としては、先ほどの説明と重複するので割愛する。なお、基本方針に基づく実現施策として、資料を添付している。

これについては、次回審議会でご審議をお願いしたい。

会 長 : それでは、今、パワーポイントとペーパーによる説明を受けたところである。本日の主たるところは、この基本理念と基本方針について、このようなビジョンでよいのかどうか、ということである。忌憚のないご意見を出していただきたい。

委 員 : 基本理念の水源確保の推進とあるが、北九州の水源をさらに上乘せするような形で水源の確保を図れば、経費面でかなり大きい費用軽減ができると思う。水源確保で100%北九州市に依頼していいかという問題は残るが、現在の日の里地区など大井ダムから水源を採っているところがあり、切り替えてしまえば、大井ダムの保持、維持管理についても、かなり身軽になるという気がするが、いかがだろうか。

会 長 : 前回のお話では、大井ダムについては少なくとも、もう完全に水源としては活用しないということを前提に、このビジョンを作っていると説明を受けたと思うが、どうか。

事務局 : 大井ダムについては、委員が言われるように福北導水の関係から維持用水で供給して行き、将来的には大井ダムの機能そのものは廃止したいと考えている。

委 員 : 日の里配水池と大井配水池を北福導水に切り替えるということは、やはりかなり大きい工事が必要になるのか。それとも配管の布設替えでよいのか。

事務局 : 構造的には、前の審議会のときにも説明したが、北九州市から福岡市の間を、直径1mの管でつなぐ。最終的には22年の秋に導水開始と聞いている。玄海地区の垂水峠、岡垣町との境に配水池を設け、それから本

市にくることになります。玄海地区の池田配水池に、まず1箇所送るようになります。直径1mの導水管から配水池への送水管についても古い送水管や耐震化になっていないところについては、新たに入れ替えると思われる。これも事業的には、北九州市、県が行うことになっている。

大井配水池については、直径1m管から分岐して、現在の送水管を使う予定にしている。

日の里配水池については、新たに直径1m管から送水管を日の里配水池まで取り付けるよう進めている。

委員：結局、これが完成すれば、大井ダムから採っている分は必要なくなるということか。

事務局：そのとおりである。維持管理については、当然直径1m管と配水池の手前の送水管までの管理区分を明確に分ける必要があるので、配水池の近くで北九州市が維持管理する分と、本市が維持管理する分とで分けるようにしている。

北九州以降については、全て北九州市が維持管理することとなる。

委員：前回ご説明があったかと思うが、大井ダムは貯水するが、この工事が終われば水を供給することの必要なくなるということか。

事務局：浄水そのものの機能は、そうである。それから、当然、浄水機能をなくすので、送水管も同様に要らなくなる。

委員：大井ダムは、あくまでも予備の水源確保という形での維持だけになるのか。

事務局：最終決定ではないが、将来的には、下流域に吉田多礼ダムがあるので、そういう予備用水的なもの、それから大井地区の農業用灌漑用水的なものとして使いたいと検討中である。

会長：農業用水と河川の維持用水、その2つになるということか。

事務局：はい。

会長：水利権はどうなっているか。

事務局：浄水としての水利権は廃止したい。新たに農業用の

水利権を残すような形になると思う。

委員：その場合は、農業委員会の管理になる訳か。

事務局：その辺は、まだ話が整っていない。

事務局：県の河川課に河川法の関係で協議を行ったが、こういったダムを廃止する方向の事例は、県内でもないということで、的確な指示を受けていない。全県的に調査をされて、そのうちまた協議が進んでいくと思う。

会長：昔から、農業用水は、ただである。農業用水は、これは、法律的な根拠がなくていいようになっている。習慣法的なものである。要するに、日本の国が始まる前から、弥生式文化時代から、農業用水はただであった。そこがずっと尾を引いている。これは、いろいろな権利を設定しようとかいろいろな動きがあったが、ことごとく今まで失敗してきている。だから、ダムをつくる場合、農業従事者が使う農業用水はただである。必ずそうになっている。農業用水路に引っ張ってくる筋道については、当然受益者負担があるが。水そのものはただになっている。難しい問題があるが、多分、農業用水にしたときに、例えば、制度上は難しいけれども、浄水の水利権を、仮に工業用水に渡すといえ、有償で譲渡できるのであろう。しかし、おそらく、農業用水を有償で、農業従事者からお金をくださいという訳にはいかないだろうと思う。

事務局：多分、それはないと思う。

事務局：農業用水と水道については、無料という話は聞いているが、ただ、今はダムという形で水を貯めているので、その辺の関係が問題になると思う。

会長：大井ダム施設にまつわる国庫補助金は、全部終わっているのか。耐用年数含めて、その辺を押さえておかないと、関係法令等で違反と言われる。残存がないのかどうか、よく河川課や県の水道整備室と連携を取っておいた方がよいと思う。

事務局：一般的に、ダムは100年ぐらい耐用年数ということでは言われている。補助それから起債が当然入っているので、今後検討したい。

会長：これが、水道事業開設してから、まだ41年くらいし

か経っていない。そのあたりもあるので、上手に使い伸ばしたほうが得策ということもあり得る。

その他に、何かご質問、ご意見はないか。

委員：(発言なし)

会長：それでは、次の運営基盤の安定化、それから安心快適な水道について、ご意見、ご質問があったらよろしくお願ひしたい。

会長：安定化の後半の部分について、ベテランの職員の退職など、これは、現実に本市でもあるのか。

事務局：はい。

会長：こういう問題は日本全国的にあるのか。

事務局：本市の場合、平成16年以降10年間で、約150人の職員が退職する対象になっている。その中には、やはり技術的になかなか長い経験を持つ職員もいる。特に浄水場や下水処理場、それから管路関係もそうであるが、そういうベテラン職員がいなくなると、机上だけの仕事になってしまうので、何らかの形での継続というものが、今後必要ではないかと考えている。

委員：先に、市から、いわゆる民間委譲の課題が出ている。上下水道関係のそういう部署はあるか。

事務局：浄水場と終末処理場においては、通常の維持管理についてもうすでに24時間体制で、民間委託している。

職員については、浄水場では2名、終末処理場では4名で運営している。

委員：北九州からの水を、ある程度水量確保できれば、かなり事前で、今まで必要だった経費が軽減するのではなかろうかと思う。19年度に出ている数字を見てもよく分からないが、委譲できるものは委譲するという基本的な考え方があるのか。

事務局：当然、浄水場を廃止すると、浄水場に勤務している職員は基本的に要らなくなる。業務委託をしている人員も、水をつくるための人員は、減らしていいのではないかと考えている。人件費、委託費の経費削減ができると考えている。

会長：現在でも、かなりギリギリのところまでやっているであろう。どこでもメンテナンスとか運転とかいう

ものはほとんど委託している。

事務局：職員については、ほとんど机上でチェックする体制である。実際の機械等の操作については、ほとんど民間委託業者が行っている。

会長：これから先、民間委託するとなると、いわゆる総務・庶務系の民間委託まで突っ込んでいかなければならなくなる。人事とか福利厚生とか、民間会社は今、ほとんど事務系を行っていない。そんなところまでいっている。経営の中核だけで大丈夫かという気もする。

委員：昔は、上下水道部については、市の指定業者が指定されていて、そこが100%行うということだったと思う。今は、その制度はもうないのか。

事務局：市の指定工事店については、現在もある。

委員：市の指定工事店については、まだ残っているということか。

事務局：以前は、水道についての工事店は、市内だけであったと思う。今は、フリーでどこからでも、指定店の届出を出して、市が受理すれば指定店の取扱いを受けられる。

会長：一定の資格要件だけであろう。

事務局：はい。

委員：指定業者になれば、工事ができるというわけか。市内には限定されていないということか。

事務局：はい。

会長：それでは、次に災害対策時の充実と環境配慮型水道の構築という点についてであるが、この災害時の分は、非常にインフラの整備として関係があるのであろう。テロ対策については、配水池などに毒物を放り投げられたらと思うと、いつも気になっている点ではある。要するに、オープン水面であるため、これから先対策を検討しなければならないということであらう。

事務局：配水池については、現在は人が入ったら警報が鳴り警備会社に連絡が行くようにしている。

大井ダムについては、巡回点検を朝と夕方と2回するようになっている。

原水を採っているが、魚を飼って魚に異常があれば、

- 水を止めるという対応をしている。
- 会 長 : 地震対策というのは厳しい問題である。石綿管の改修工事も進んでいない状況の中で、さらにフレキシブル（柔軟）な管を全部布設替えすることになると進まないのではないか。
- 今、布設替えしている所は、何らかの耐震が考えられているパイプと理解していいか。
- 事務局 : 管径の大きな直径 150 mm 以上の管に関しては、地震に強い管を使用している。あと、特に地盤的に悪いところなどにも耐震管を使うようにしているが、まだ割合的には進んでいない状況である。
- 委 員 : 安心快適な水道のところの取水環境についてであるが、下水処理場が上流にあって取水口が下流にある。やはり、心理的には水質の問題など不安な点がかなり多いと思う。それで、下水処理場からの水を農業用水路に放流するということはできないか。
- 会 長 : かなり厳しい問題である。農業用水路に流してしまうということは、農業従事者の了解が得られるかどうか分からない。
- 委 員 : それは、釣川の水がなくなってしまうのではないか。
- 会 長 : 委員の言われるのは、一度農業用水として利用した後に、それから釣川に還ってくるという考えであろう。
- 委 員 : やはり曲の踏切付近に行くと、夏場はちょっと悪臭がしているように思う。
- 会 長 : 曲が臭うのは、下水ではなく糞尿ではないか。付近に堆積場があるための思う。
- 委 員 : (了承)
- 会 長 : 下水処理場の放流口と、原水の取水口というのは、何 km くらい離れているのか。
- 事務局 : 約 600 m である。
- 会 長 : 多々良の流域下水を行うときにこの問題があり、川の中をパイプで這わせて取水口を離れたというような事例がある。下の堰で貯めて採れば同じではないか、あるいは心理的にはずいぶん違うような気もするが、やはり検討されたことがあるか。
- 事務局 : 議会等で質問があって検討している。本市の終末処

理場は、いま高度処理を行っているのでかなりの良質な水質で放流している。一部高度処理を行っていないものもあるが、来年度からは高度処理を行うように計画立てて準備している。

いずれにしても、大井の取水場は、22年度にはほぼ使わなくなるので、今から費用かけて改修は行いたくない。

会 長 : その他に、何かありませんか。

委 員 : (発言なし。)

会 長 : それでは、事務局、この運営基盤の安定化については、今日はどう取り扱うのか。

次回でよろしいか。

事務局 : 次回の審議会で、集中的に審議をお願いしたい。

会 長 : それでは、本日の第5回の審議会について、正式依頼は以上までとさせていただきます。

大島の事前評価の諮問に対する答申案について、事務局のほうで原案を作ってくださいなので、それを直ちに、次回冒頭に答申をお渡しするという手続きに入りたいと思う。文面等については、私と事務局にご一願えないか。

全 員 : (了承)

会 長 : 次の審議会の冒頭に、その案を示したい。

それから、これから年度末になるので、次回と、次々回と日程を決めさせていただきます。

事務局、何か案があるか。

事務局 : 次回の第6回の審議会については、平成20年1月22日～24日の3日間のいずれかでお願いしたい。

また、第7回については、2月25日～28日の間でお願したい。

会 長 : 大島の事前評価に関する答申については、国庫補助の申請に添付する必要があるのではないか。

事務局 : はい。

会 長 : 1月中に市長に対して答申書を提出しないと、補助金申請について支障が出るのではないか。

事務局 : はい。

会 長 : それでは、次回開催については以上のような要素も

あるようである。1月22日～24日の間でどうですか。

全 員 : (日程調整)

会 長 : では、どの日にするか。事務局はどうですか。

事務局 : それでは、1月22日ではどうか。

会 長 : 1月22日火曜日でよろしいか。

全 員 : (了承)

会 長 : これが第6回となるのか。

事務局 : 第6回である。時間は、13時30分からではどうだろうか。

会 長 : では、13時30分からということでお願いします。

会 長 : 次に、2月は最後の週の25日～28日という案が出ているが、いかがだろうか。

全 員 : (日程調整)

会 長 : では、第7回は、2月26日火曜日としたいが、よろしいか。

全 員 : (了承)

委 員 : 開始時間も一緒によろしいか。

会 長 : はい。予めその前に案内を事務局からお願いしたい。

会 長 : では、本日の審議会これまでとさせていただきます。事務局、よろしいか。

事務局 : 最後になりましたが、本日の審議会資料等で、いたらないところが多く訂正や差替えなどで大変ご迷惑をおかけしました。

また、会場が非常に狭い中で、会議していただくことになり、あわせてお詫び申し上げます。

会 長 : 本日は、これで終わりたい。ありがとうございました。

全 員 : ありがとうございました。

会 議 終 了